

(仮称) みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例の制定に関する  
パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1)意見の募集期間 平成20年2月8日(金)～3月7日(金)

(2)意見の応募者数・件数 4名(11件)

(3)提出方法の内訳

	郵送	F A X	Eメール	持参	計
人数	0	0	2	2	4

2 意見の概要と市の考え方

(1)意識の啓発に関する事項に寄せられた意見(1件)

	寄せられた意見の概要	市の回答(案)
1	事業系ごみが有料化され、更にポイ捨てされたごみも小規模事業者に押し付けている。ポイ捨てされるごみの出所は大手のファーストフード店やコンビニであり、こうした大手には市は何も言わず、店前にポイ捨てされる事業者に押し付けて済ませようとしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例では、「ごみのないきれいなまちづくり」に関し、市は事業者に、また事業者は消費者に対して、意識の啓発を図ることを盛り込むこととしています。</li> <li>・今後は本条例を基に、適正な指導に努めてまいります。</li> </ul>

(2)市民協働に関する事項に寄せられた意見(1件)

	寄せられた意見の概要	市の回答(案)
1	自治会行事の1つとして、自治会全戸で年6～12回の清掃を行なう日を作り、うち1回を集中して自治会の名をあげて大規模に行なう。班ごとに清掃区域を決め全戸で収集・分別し、年1～2回の学習会を行なうとともに、見回りする人を班ごとに1～2名作るとよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の活動内容や内部の体制は各自治会の判断に委ねられており、各地域では自治会が主体となって市内一斉清掃活動や不法投棄未然防止に係る組織化を進めるとともに、当該組織による監視パトロールを行うなど、地域美化活動を促進しております。</li> <li>・いただいたご意見につきましては、今後、地域の清掃活動に係る支援の参考としてまいります。</li> </ul>

(3)全市民の取組に関する事項に寄せられた意見(1件)

	寄せられた意見の概要	市の回答(案)
1	私もポイ捨てをしないように努力したい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみのないきれいなまちづくり」にご協力いただきありがとうございます。関係施策の実施に努めてまいります。</li> </ul>

(4) 犬の飼い主の取組に関する事項に寄せられた意見（1件）

	寄せられた意見の概要	市の回答（案）
1	私の家にも犬がいるが、フンは自宅に持ち帰っている。	・「人と動物の共生社会の実現」並びに「ごみのないきれいなまちづくり」にご協力いただきありがとうございます。関係施策の実施に努めてまいります。

(5) その他（7件）

	寄せられた意見の概要	市の回答（案）
1	ごみステーションを清潔に保って置くために住民が努力しているが、アパートの住民の「ごみの出し方」に困っている。アパートに独自のごみステーションを設けることを条例に盛り込んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年8月以降に新設したアパート等におけるごみステーションの設置については、「宇都宮市ごみステーション設置要領」に基づき、1棟ごとに1ヶ所を基本に敷地内に専用として設置するよう指導をしております。</li> <li>・また、以前から地域住民とアパート住人でごみステーションを共用している場合には、アパートの大家やリサイクル推進員、自治会長と相談しながらアパート専用のごみステーションの設置について協議をして頂いております。</li> <li>・これまでも、同様な状況にある地域で、アパート専用のごみステーションが設置され、ごみの出し方等が改善されたケースが多々あることから、引き続き、上記の設置要領に基づきごみステーションの適正配置の指導に努めてまいります。</li> </ul>
2	ごみステーションを清潔に保って置くために住民が努力しているが、アパートの住民の「ごみの出し方」に困っている。新規入居者に対し、アパートの所有者、管理者、及び派遣会社は、入居時及び随時「ごみの分け方、出し方」について、十分な説明を義務づけることを条例に盛り込んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、アパート入居者に対する説明については、不動産業者を対象とした分別説明会を実施し、入居時等に分別チラシを配布して指導してもらうよう協力をお願いしているところです。</li> <li>・しかしながら、まだ十分でないことから、今後とも周知徹底に努めてまいります。</li> </ul>
3	宇都宮市も合併し、50万人以上いると思われる、それだけにごみも多く大変だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の適正な処理に伴う生活環境への負担を減らすため、「ごみゼロ型社会」の実現を目指し、関係施策の実施に努めてまいります。</li> </ul>
4	リサイクル推進員と自治会長を兼任すると忙しいと言って逃げるのでよくない。リサイクル推進員の任期は1年では何もしないで変わってしまい、良い結果が出ないので2年が良い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル推進員の推薦は、各自治会の裁量に委ねられております。</li> <li>・また、「宇都宮市リサイクル推進員設置要綱」ではリサイクル推進員の任期を「原則2年ただし地域の実情に応じて年度単位で設定できる」と定めております。</li> <li>・いただいたご意見につきましては今後、リサイクル推進員制度を運営する中で参考としてまいります。</li> </ul>

	寄せられた意見の概要	市の回答（案）
5	<p>ごみをただ拾うのではなく、投棄者を調べるべき。市役所は午前 8 時 30 分から午後 5 時までしか通報を受け付けないが、警察は土日祭日 24 時間 OK である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄発見時には、行為者の特定につながるものがないかを調べ、特定された場合には、警察と連携を図りながら指導等や告発を行っております。</li> <li>・また、不法投棄通報ファクシミリを廃棄物対策課内に設置し、常時、市民からの通報を受けるなど、不法投棄に関する情報の収集に努めております。</li> <li>・引き続き、関係機関等と連携を図りながら監視活動を行なうなど、不法投棄の未然防止に係る取組を推進してまいります。</li> </ul>
6	<p>不法投棄されたごみの中には、資源物・リサイクルできる物があるので自治会で業者等を買ってもらえば、自治会の資金源になるのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投棄された空き瓶や空き缶等の資源物は、自治会における資源物の集団回収物に含めて処分することはできますが、電化製品や家具など一見リサイクルが可能に思われても、家電リサイクル法に則り適正に処理すべきものや、品質の問題さらには盗難品の可能性もあることから、自治会として事業者に買い取ってもらうことは問題があるものと考えられます。</li> <li>・なお、市で回収した粗大ごみのうち、再利用可能なものはリサイクル品として再生し市民に提供するなど、リサイクルに係る意識啓発事業を推進しております。</li> <li>・引き続き、資源の有効活用について関係施策の実施に努めてまいります。</li> </ul>
7	<p>この条例は、ポイ捨てを法律で禁止しているだけであり、真の解決にはならないので反対である。まずは公共のゴミ箱を置くべきで、その後に条例を施行すればいい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は公共の場にごみ箱を設置しておりましたが、ごみのごみを呼ぶ状況にあり、本市に限らず全国的に撤去する方向にあります。</li> <li>・ごみ箱がなくても条例施行後において実効性が確保できるよう周知や指導などに努めてまいります。</li> </ul>